

◎新潟県告示第622号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項の規定により信濃川水系信濃川下流（山地部）圏域河川整備計画（平成19年11月新潟県告示第1997号）を変更したので、当該変更後の河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課及び三条地域振興局地域整備部、長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年4月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦